

政令第二百八十七号

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政

令

内閣は、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十三号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和六年九月二十日とする。

理由

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日を定める必要があるからである。